

**戦没者等のご遺族の皆様へ**

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の請求期限が近づいています。

令和5年3月31日までに  
ご請求ください。

▼支給対象者 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番でご遺族お一人に支給されます。

▼順番 戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったこと等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉人権係  
☎91288

**地域の助け合い「ボランティア養成講座(基礎編)」参加者募集**

町と社会福祉協議会で、次の内容でボランティア養成講座を開催します。

町では、65歳以上の方を対象に、介護予防事業として「くろねえポイント制度」を展開しています。

くろねえポイント制度とは、ご近所の助け合い活動(ゴミ出し、話し相手、簡単な家事のお手伝い等)や地域の居場所サポート活動に対して、お手伝いをした方(「ボランティアアさん」)にポイントが付き、貯まったポイントを特典と交換することができます。

地域の助け合い活動に興味のある方はどなたでも参加できますので、ぜひお申込みください。

▼日程 (2日間コース)

1日目: 9月21日(水)  
2日目: 9月28日(水)

▼時間 午後1時30分~4時

▼場所 保健センター検診ホール(上三川いきいきプラザ内)

▼対象者 ボランティアに興味があり、修了後、地域でのボランティア活動にご協力いただける方(年齢・資格等は問いません)

▼費用 無料

▼申込方法 9月9日(金)までに健康福祉課または上三川町社会福祉協議会にお申し込みください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢者支援係  
☎9102  
上三川町社会福祉協議会  
☎3166

令和4年度・5年度手話奉仕員養成講座受講生募集(全40回:前期19回、後期21回)

手話通訳者や手話検定を目指すなど、手話を学びたい方向けの手話奉仕員養成講座を開催します。

「入門課程」「基礎課程」を合わせた全40回の受講が必要になり、令和4年度は、前期「入門課程」(19回)を10月から開催します。後期「基礎課程」は令和5年度に開催を予定しています。

▼日程 前期「入門課程」全19回

令和4年10月6日(木)~令和5年3月9日(木) 毎週木曜日 午後1時30分~3時30分(会場の都合により実施しない日もあります)

▼対象者 本町に在住または通勤している方(過去に同様の手話講座の受講・修了経験がある方も申し込み可)

▼定員 15名

▼受講料 無料(但しテキスト代は自己負担になります)

▼会場 上三川いきいきプラザ 大会議室

▼申込期間 8月1日(月)~9月9日(金)

▼申込方法 電話、FAXまたはメールで、本会地域福祉係までお申込みください。

お問い合わせ先

上三川町社会福祉協議会  
地域福祉係  
☎3166  
☎3164  
E: shiki@amisakyu.or.jp

FAX: 3164  
※FAX、メールでお申し込みの場合は、住所、氏名、年齢、電話番号、受講経験の有無をご記載ください。

**国税に関するご相談・質問はお電話で**

自動音声案内でご案内しています。

・国税に関するご相談・質問は「1」

・税務署窓口での相談予約は「2」

※税務署窓口でのご相談は、混雑緩和のため「事前予約」をしてください。

なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承ください。

▼問い合わせ先

宇都宮税務署  
☎028(621)2151  
(代表)

### 点字講習会(初級)受講者募集

点字の基礎から点訳方法までを学ぶことができます。

触れて伝わる言葉を学んでみませんか。

▼日程 9月7日(水) 12月28日(水)(全13回) 9月28日(水)、10月5日(水)、11月30日(水)、12月7日(水)を除く  
原則毎週水曜日  
午後1時30分～3時30分

## 地域活動支援センター「ぐるっぽ」見学会

地域で暮らす障がいのある方が気軽に立ち寄り、社会参加を目指す施設です。

毛糸のマスコット作りや編み物、調理、外出等の活動を行っています。見学を希望される方は、ぜひお気軽にお問い合わせください。

▶対象者=上三川町に現住所を所有する障がいのある18歳以上の方、またはその家族

▶場所=上三川ふれあいの家ひまわり内(上三川町上三川5082-15)

▶問い合わせ先=地域活動支援センター「ぐるっぽ」  
☎080(3386)1275(ぐるっぽ直通電話)



▼日時 11月13日(日) 午後1時～4時  
▼場所 ときぎ健康の森、ホテルマイステイズ宇都宮  
▼申込方法 インターネット申込  
7月25日(月)午前9時～8月23日(火)午後5時までに、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページからお申込みください。(その他、郵送による申込も可能ですのでご連絡ください。)

### 令和4年度行政書士試験について

☎3166  
☎3166  
FAX 3164  
✉:chiki@kamisyakyo.or.jp

上三川町社会福祉協議会  
地域福祉係

▼申込期間 8月1日(月)～31日(水)  
▼申込方法 電話、FAXまたはメールで、本会地域福祉係までお申込みください。  
▼問い合わせ先 上三川町社会福祉協議会

▼受験手数料 10,400円  
その他、詳細についてはお問い合わせください。  
▼問い合わせ先 一般財団法人行政書士試験研究センター  
☎03(3293)7700

### 令和4年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうか認定する国の試験です。合格した方には高等学校の入学資格が与えられます。

▼受験案内・願書 栃木県教育委員会事務局で配布しています。  
▼出願期限 9月2日(金)まで  
▼試験日 10月20日(木)  
▼問い合わせ先 栃木県教育委員会事務局義務教育課  
☎028(926)3691

### 法務局の「自筆証書遺言書保管制度」をご存じですか?

遺言書を残しておくことで、親族間で争いが起こる、いわゆる「争続」を避けることができます。さらに、作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることで、大切な遺言書を紛失や改ざんなどのトラブルから守ることができます。

また、相続開始後の家庭裁判所の検認手続が不要となり、法務局から相続人等に遺言書が保管されている旨の通知が届きますので、保管場所にお困りの方や、万が一の時に相続人などに発見してもらえないか心配な方におすすめです。

詳しくは、法務局で配布しているパンフレットまたは法務省ホームページ(URL: [https://www.w.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.w.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html))をご覧ください。

▼問い合わせ先 宇都宮地方法務局 供託課  
☎028(923)0623